

	文書分類	回 覧 処 分				
	M・5・1・8	会 長	副 会 長	事 務 局 長	係 長	係 員
月 日	保存種別					
	永 久					

川崎町農業委員会

3月総会議事録

期 日 平成31年3月 8日(金)

場 所 川崎町役場2階入札室

※この公開議事録は個人情報に関すると思われる部分については●で消しています。

平成31年3月8日開催、川崎町農業委員会総会を川崎町役場2階入札室に招集する。

1、総会事務局開会宣言 午前13時30分

2、出席委員(13人)

1番	土田 大作	2番	高山 富昭	3番	田所 義信
4番	中村 明	5番	西山 一郎	6番	政時 修
7番	松江 英幸	8番	大内田 峰夫	9番	谷 照明
10番	原 健治	11番	原口 友博	12番	横田 裕子
13番	山下 理江				

3、欠席委員(2人)

5番	西山 一郎	8番	大内田 峰夫
----	-------	----	--------

農地利用最適化推進委員

木下 重光	松崎 正臣	奥 俊英
鍋藤 清孝	奥 俊英	川根 節生

4、本会事務局 局長 中野 新吉郎 係長：林 勇 再任用職員 森元 清孝
嘱託職員 城戸 里美

5、事務局長開会あいさつ

議事日程

議事録署名委員の決定

議事録署名委員の氏名 第12番 ●●委員 第13番 ●●委員

- ・議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(P1~P4)
- ・議案第2号 非農地証明願いについて(5件)(P5~P24)
- ・議案第3号 非農地決定(案)について(5件)(P25~P50)
- ・報告第1号 農地法施行規則第18条6項の規定による届け出について(合意解約 2件)(P51~P56)

- ・その他 農地転用後の転用計画実施状況調査（平成 29 年度、平成 30 年度）
（P1～P10）
- 事務局 定刻になりましたので、平成31年3月の農業委員会総会を始めたいと思います。本日は13名中、11名の出席であり、定足数に達していますので、総会は成立しています。それでは、議事を行いたいと思います。議長は会議規則第4条の規定により会長にお願いし議事進行いたいと思います。それでは、議長お願いします。
- 議長 （挨拶）
それでは日程第1、議事録署名委員の決定について議題といたします。議事録署名委員は、議長が指名させていただくことにご異議ありませんか。（なし）異議なしと認め、議事録署名委員は12番 ●●委員 13番 ●●委員をお願いいたします。それでは議題に入ります。議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。
- 事務局 議案第1号 番号1 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。この議案は譲渡人、本家の●●さんが譲受人、分家の子に売買して一般住宅を建設するものです。番号1、譲受人住所、●●番地、氏名、●●、譲渡人住所、●●番地、氏名、●●、土地の所在、大字●●●●番地、地目、●●、面積、●●㎡、申請理由、売買、申請目的、●●のため。2ページに位置図、3ページに字図、4ページに航空写真を添付しています。現地は3月5日農業委員であります●●副会長と●●推進委員と現地確認をしました。この議案について承認をいただければ県に進達をします。説明については以上です。
- 議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。現地を確認しました、推進委員の●●委員さん補足説明をお願いいたします。
（●●委員）
- 委員 場所は老人ホーム愛光園の近くで先程、事務局が説明したとおりですが、●●番地、畑を分筆して、住居を建設します。以上です。
- 議長 ただ今事務局の説明及び推進委員の補足説明について質疑のある方は挙手願います。（なし）
それでは、お諮りします。議案第1号、農地法第5条の許可申請について原案のとおり賛成の方挙手をお願いします。
（異議なし）

賛成多数ですので、議案第 1 号は原案のとおり承認とし県へ進達します。

議長 続きます。議案第 2 号非農地証明について。今回 5 件あります。番号 1 を事務局説明をお願いします。

事務局 議案第 2 号、番号 1 非農地証明、申請者住所、川崎町●●番地、氏名、●●、土地の所在、●●番地、登記簿、●●、現況、●●、地籍、●●㎡、申請理由、この農地は山林に面していて、日照時間が短く作物が育ちにくい為、耕作出来なかった。20 年以上前より竹が茂っており農地への復元が困難である。6 ページに位置図、7 ページに航空写真、8 ページに現況写真を付けています。現地確認は 3 月 6 日、●●副会長と●●推進委員にお願いしました。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。現地確認しました、推進委員の●●委員より補足説明をお願いいたします。

●●委員 事務局が説明したとおりですが、この農地は●●番地を分筆して●●番地、畑になったものです。以上です。

議長 ただ今の事務局の説明及び推進委員の補足説明について質疑のある方は挙手願います。

(なし)

それでは、お諮りします。

議案第 2 号、番号 1 非農地証明について原案のとおり賛成の方、挙手願います。

(異議なし)

賛成多数ですので、議案第 2 号、番号 1 は原案のとおり承認いたします。

議長 続きます。番号 2 を事務局説明をお願いします。

- 事務局 議案第2号、番号2 非農地証明、申請者住所、田川市●●番地、氏名、●●、土地の所在、●●番地、登記簿、●●、現況、●●、地籍、●●㎡、申請理由、20年以上前より駐車場となっており農地への復旧が困難である為。10ページに位置図、11ページに航空写真、12ページに現況写真を付けています。現地確認は3月5日、●●委員と●●推進委員にお願いしました。
- 議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。現地確認しました、推進委員の●●委員より補足説明をお願いいたします。
- 委員 スーパー、リンク前の敷地で駐車場はアスファルトで仕切られていて、田にはもう出来ないと言う状況です。これに関しては非農地証明でお願いしたいと言う事です。
- 議長 ただ今の事務局の説明及び推進委員の補足説明について質疑のある方は挙手願います。
(●●委員)
- 委員 これは20年前に駐車場を作ったと言うけど、私も昔一生懸命、申請書を書いて出した記憶があるんですが、前に申請して登記をしてないから非農地証明をしてくれとか、いいかげんと思います。今更言ってもしかたないとは思いますが。なんかずさんですね。
(●●委員)
- 委員 今、申請のある横にも農地、田になっている所があるんですが、こう言った時、気付いた時に農業委員会からとかから勧告なんかするんですか。
(事務局)
- 事務局 これはH3年に5条申請転用が出ています。その時に地目の変更をしてないので、農地のまま残っています。今度、新たに調査したこれに関しては今度、所有者に地目を変更して下さい。と言った文章を出します。事務局としても今回申請があった時に始末書問題じゃないかと思ったんですが、隣のスーパー、リンクを転用した時に地目の変更をしてない事に気が付かなかった、●●委員さんの言われていることは良く解ります。当時、見逃した農業委員会にも非があると思います。以上です。

- 議 長 他にありませんか。
(●●委員)
- 委員 こんな事、先にしたものの勝ちですね。今更、言っても仕方ないけど。
(事務局)
- 事 務 局 今からの分に関しては、今の農業委員さんがしっかり見て貰って違反転用が無いのか、この申請に関しては 20 年以上前から農地として残っていたので、今後このような事が無いように、委員さんにも眼を光らせて頂けたらと思います
- 議 長 他にありませんか。
(なし)
それでは、お諮りします。
議案第 2 号、番号 2 非農地証明について原案のとおり賛成の方、挙手願います。
(異議なし)
賛成多数ですので、議案第 2 号、番号 2 は原案のとおり承認いたします。
- 議 長 続きまして、番号 3 を事務局説明お願いします。

- 事務局 議案第 2 号、番号 3 非農地証明、この議案は相続人、●●さんと●●さんが 30 年以上前から、●●名義（死亡所有）になっている農地を管理していました。田として一度も作付けしたことがなく、女性二人では作付けは出来なく放置していたが、近所に住宅なども建ち迷惑をかけてはいけないとの事で、二人で草刈りなどの管理はしていたが、●●さんが昨年亡くなり、●●さん一人になったから、今まで通り草刈り管理は出来なくなったので、非農地証明を出して貰って他の方向で活用したいと言う申し出がありました。詳細を説明します。申請者住所、川崎町●●番地、氏名、農地所有者、●●（死亡）、相続人代表、●●、土地の所在、川崎字●●番地、登記簿、●●、現況、●●、地籍、●●㎡、申請理由、当地は家屋に囲まれた湿田であり農地への復旧が困難である為。14 ページに位置図、15 ページに航空写真、16 ページに現況写真を付けています。現地確認は 3 月 6 日、●●委員と●●推進委員にお願いしました。
- 議長 議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。現地確認しました、推進委員の●●委員より補足説明をお願いいたします。
- 委員 場所は川崎警察所から芦ヶ池に向かって行く先の左手にあたります。現地確認に行きましたが、住宅街の中に 1 筆だけ田があり、田も湿田でその上にメダカを飼っている所があり、そこからも水が落ちてきていると言う事も聞きました。今まで管理はしてきましたが、一人になり管理も出来ないと言う事、小作を頼んでも湿田で作付け出来ない、と言った事と農薬を撒くにしても住宅が近いし、迷惑がかかると言った事が今回の申請理由です。審議の程よろしく願いします。
- 議長 議長 ただ今の事務局の説明及び推進委員の補足説明について質疑のある方は挙手願います。
- (なし)
それでは、お諮りします。
議案第 2 号、番号 3 非農地証明について原案のとおり賛成の方、挙手願います。
(異議なし)
賛成多数ですので、議案第 2 号、番号 2 は原案のとおり承認いたします。
- 議長 議長 続きまして、番号 4 を事務局説明お願いいたします。

事務局 議案第 2 号、番号 4 非農地証明、申請者住所、川崎町●●番地、氏名、●●、土地の所在、●●番地、登記簿、●●、現況、●●、地籍、●●㎡、●●番地、登記簿、●●、現況、●●、地籍、●●㎡、●●番地、登記簿、●●、現況、●●、地籍、●●㎡、合計●●㎡。申請理由、20 年以上も前より竹等が茂っており農地への復旧が困難である為。18 ページに位置図、19 ページに航空写真、20 ページに現況写真を付けています。現地確認は 2 月 6 日、●●副会長と●●推進委員にお願いしました。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。現地確認しました、推進委員の●●委員より補足説明をお願いいたします。
(川根委員)

川根委員 場所は下真崎から嘉麻市にぬけて行く南北、木城公民館近くの山間部にあります。申請者の●●さんが草刈りや管理などをしていたんですが、体調を壊して今、施設に入り管理が出来ず何年も手を付けてなく、現況写真を見て頂いたら解ると思うんですが、もう農地への復元が出来ない状態にあります。●●番地、●●番地は中間管理機構への貸付もしたんですが、借り手がなく、近所で農地を作っている人も耕作して貰えないとの事でした。

議長 ただ今の事務局の説明及び推進委員の補足説明について質疑のある方は挙手願います。

(なし)

それでは、お諮りします。

議案第 2 号、番号 4 非農地証明について原案のとおり賛成の方、挙手願います。

(異議なし)

賛成多数ですので、議案第 2 号、番号 4 は原案のとおり承認いたします。

議長 続きまして、番号 5 を事務局説明をお願いします。

事務局 議案第 2 号、番号 5 非農地証明、議案に入る前に、この議案に関

係がある事をお話しさせて下さい。昨年の大雨で川崎町全域で多くの災害が起きました。その中でこの議案書にある地域でも多くの災害があり、その災害が起きた事は地形にも問題があるとのことで、地域の人達が陳情に来ました。陳情と言うのは町の方から県に治山ダムを作ってくれるようお願いして貰えないか。との事でした。県にその旨を相談し、県が現地に来て確認をした所、治山ダムを作ると非常に効果が出て災害が少なくなりますね。と言った回答を貰えました。その中で字図を調べる中で、この●●番地が農地、畑である事が解り、治山ダムを補助金を貰ってするにあたり、県の選択基準の中で上部が農地であっては駄目ですよ。と言った条件があります。地目が農地でなくなれば治山ダムを受け入れますよ。と言った回答でした。詳細に入ります。申請者住所、●●番地、氏名、農地所有者、●●(死亡)、相続代表、●●、土地の所在、●●番地、登記簿、●●、現況、●●、地籍、●●㎡。申請理由、治山工事をするため保安林にする必要がある。22 ページに位置図、23 ページに航空写真、24 ページに現況写真を付けています。現地確認は3月5日、●●委員と●●推進委員にお願いしました。

- 議 長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。現地確認しました、推進委員の●●委員より補足説明をお願いいたします。
（松崎委員）
- 委員 　　3月5日に現地確認をしました。航空写真を見て貰ってわかるように、杉の木を植林されており、その木も大きくなっています。竹林にも囲まれていて現況は山林になっています。したがって農地としては困難と考えます。
（●●副会長）
- 副会長 　　●●番地の中に●●番地が、宅地になっていますがどういう事ですか。
（事務局）
- 事 務 局 　　40年前までは人が住んでいたんですが、今は原野になっています。法務局の字図の中には宅地として残っていると言う事なんです。
- 議 長 　　ただ今の事務局の説明及び推進委員の補足説明について質疑のある方は挙手願います。

（なし）

それでは、お諮りします。

議案第 2 号、番号 5 非農地証明について原案のとおり賛成の方、挙手願います。

(異議なし)

賛成多数ですので、議案第 2 号、番号 5 は原案のとおり承認いたします。

議長 続きます。議案第 3 号、非農地決定(案)について。今回は 5 件あります。番号 1 を事務局説明願います。

事務局 議案第 3 号、番号 1、申請者住所、●●番地、氏名、所有者、●●、土地の所在、●●番地、登記地目、●●、地籍、●●㎡。●●番地、登記地目、●●、地籍、●●㎡。●●番地、登記地目、●●、地籍、●●㎡。●●、登記地目、●●、地籍、●●㎡。全部で 4 筆、合計面積●●㎡。26 ページに非農地決定(案)を申請された方の全体の位置図、場所を色分けしています。28 ページから航空写真、それぞれの現況写真を 33 ページまで添付しています。現地確認は 2 月 21 日、●●委員と●●推進委員にお願いしました。

議長 ただ今の事務局の説明が終わりました。質疑のある方は挙手願います。
(中村委員)

中村委員 ●●番地と●●番地、田になっていますが、あきらかに建物が建っていますよね。今回のような非農地判断をしていく中で、早急に所有者の●●さんに非農地証明を出して貰って、農地では無くするよう事務局から指導されたほうがいいのでは。
(事務局)

事務局 はい。解りました。指導いたします。

議長 他にはありませんか。
(なし)
それでは、お諮りします。
議案第 3 号、番号 1 非農地証明について原案のとおり賛成の方、挙手願います。
(異議なし)
賛成多数ですので、議案第 3 号、番号 1 は原案のとおり承認とい

たします。

議 長 続きます、番号 2 を事務局説明をお願いします。

事 務 局 議案第 3 号、番号 2、非農地証明（案）、申請者住所、●●番地、氏名、所有者、●●、土地の所在、●●番地、登記地目、●●、地籍、●●㎡。26 ページに位置図、35 ページに航空写真、現況写真を 36 ページにつけています。現地確認は 2 月 21 日、谷委員と松崎推進委員にお願いしました。

議 長 ただ今の事務局の説明が終わりました。質疑のある方は挙手願います。

（なし）

それでは、お諮りします。

議案第 3 号、番号 2 非農地証明について原案のとおり賛成の方、挙手願います。

（異議なし）

賛成多数ですので、議案第 3 号、番号 2 は原案のとおり承認いたします。

議 長 続きます、番号 3 を事務局説明をお願いします。

事 務 局 議案第 3 号、番号 3、非農地証明（案）、申請者住所、●●番地、氏名、●●、農地所有者（死亡）相続人、●●、土地の所在、●●、登記地目、●●、地籍、●●㎡。●●番地、登記地目、●●、地籍、●●㎡、合計 2 筆、●●㎡。26 ページに位置図、38 ページから 39 ページに航空写真、現況写真を 40 ページから 41 ページにつけています。現地確認は 2 月 21 日、●●委員と●●推進委員にお願いしました。

議 長 ただ今の事務局の説明が終わりました。質疑のある方は挙手願います。

（なし）

それでは、お諮りします。

議案第 3 号、番号 3 非農地証明について原案のとおり賛成の方、挙手願います。

（異議なし）

賛成多数ですので、議案第 3 号、番号 3 は原案のとおり承認いたします。

議 長 続きますして、番号 4 を事務局説明お願いします。

事 務 局 議案第 3 号、番号 4、非農地証明（案）、申請者住所、●●番地、氏名、●●、農地所有者（死亡）相続人、●●、土地の所在、●●番地、登記地目、●●、地籍、●●㎡。26 ページに位置図、43 ページに航空写真、現況写真を 44 ページにつけています。現地確認は 2 月 21 日、●●委員と●●推進委員にお願いしました。

議 長 ただ今の事務局の説明が終わりました。質疑のある方は挙手願います。

（なし）

それでは、お諮りします。

議案第 3 号、番号 4 非農地証明について原案のとおり賛成の方、挙手願います。

（異議なし）

賛成多数ですので、議案第 3 号、番号 4 は原案のとおり承認いたします。

- 議 長 続きますして、番号 5 を事務局説明お願いします。
- 事 務 局 議案第 3 号、番号 5、非農地証明（案）、申請者住所、●●番地、氏名、所有者、川崎町、土地の所在、●●番地、登記地目、●●、地籍、●●㎡。●●番地、登記地目、●●、地籍、●●㎡。●●番地、登記地目、●●、地籍、●●㎡。●●番地、登記地目、●●、地籍、●●㎡。全部で 4 筆、合計面積●●㎡。26 ページに位置図、46 ページに航空写真、現況写真を 47 ページから 50 ページまで添付しています。現地確認は 2 月 21 日、●●委員と●●推進委員にお願いしました。
- 議 長 ただ今の事務局の説明が終わりました。質疑のある方は挙手願います。
（●●副会長）
- 副会長 これは申請人が川崎町になっているけど町のものですか。
（事務局）
- 事 務 局 町や市は農地を持ってないのが決まりです。S47～S48 年頃に田代地区と筒丸地区は過疎事業で下に降りていただくこと。ゴルフ場の前に桜木団地と言うところに降りて来たわけなんですけど、下りる時に筒丸で生活をしていて、そこで農業していてそこでは生活資金がないので、そこで生活資金として町が買い取ってやった。今回はこれ位あげていますが、また次回に筒丸地区の残った町有地があるので、それをあげたら筒丸地区の農地は全部無くなります。
（●●副会長）
- 副会長 町の登記はどうするんですか。
（事務局）
- 事 務 局 町の管理は防災管財課がしているので囑託登記をします。
- 議 長 他にないですか。
（なし）
それでは、お諮りします。
議案第 3 号、番号 5 非農地証明について原案のとおり賛成の方、

挙手願います。

(異議なし)

賛成多数ですので、議案第3号、番号5は原案のとおり承認いたします。

議長 続きまして、報告第 1 号、番号 1、農地法第 18 条第 6 項の規定による届け出（合意解約）について、事務局説明をお願いします。

事務局 報告第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による届け出（合意解約）について。報告第 1 号 番号 1 農地法第 18 条第 6 項の規定による届け出（合意解約）について。賃貸人住所、●●番地、氏名、●●、賃借人住所、●●番地、氏名、●●、土地の所在、●●、地目、●●、面積、●●㎡、申請理由、高齢のため。契約期間、平成 28 年 5 月 20 日～平成 33 年 5 月 19 日。合意成立日、平成 31 年 2 月 20 日です。52 ページに位置図、53 ページに航空写真を添付しています。場所は真崎保育園から中元寺に向かって行き上真崎公民館の斜め前に位置します。説明については以上です。

議長 ただ今事務局の説明について質疑のある方は挙手を願います。

無いようですので、報告第 1 号番号 1 を終わります。

議長 続きまして、報告第 1 号、番号 2、農地法第 18 条第 6 項の規定による届け出（合意解約）について、事務局説明をお願いします。

事務局 報告第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による届け出（合意解約）について。報告第 1 号 番号 2 農地法第 18 条第 6 項の規定による届け出（合意解約）について。賃貸人住所、●●番地、氏名、●●、賃借人住所、●●、氏名、●●、土地の所在、●●番地、地目、●●、面積、●●㎡、●●番地、地目、●●、面積、●●㎡、●●番地、地目、●●、面積、●●㎡、合計●●㎡、申請理由、高齢のため。契約期間、平成 28 年 5 月 20 日～平成 33 年 5 月 19 日。合意成立日、平成 31 年 2 月 20 日です。55 ページに位置図、56 ページに航空写真を添付しています。場所は真崎保育園から中元寺に行く県道から入った所に上真崎公民館があり、その道の前に位置します。説明については以上です。

議長 ただ今事務局の説明について質疑のある方は挙手を願います。

（なし）

無いようですので、報告第 1 号番号 2 を終わります。

続きましてその他に入ります。

農地転用後の転用計画実施状況調査について事務局お願いします。

- 事務局 農地転用後の転用計画実施状況調査について。平成 29 年度、平成 30 年度に 4 条申請、5 条申請をして転用した所が目的どおりに転用出来ているかどうか、現地を農業委員さんと一緒にバスの中で説明をしながら確認に行きたいと思います。全部で 9 件あります。その他で何件かあり、川崎警部交番臨時便りが今年も来ています。農家の方へのお願いとして、田植え前になりトラクターを使用される際にタイヤの泥を道路に落としたりしたままにしないように。とのマナーある行動をとって交通事故のない川崎町にしましょうとの事です。
- 後、農業新聞の加入推進の進め方の(例)を机に置いてありますので、ぜひ参考にして農業新聞の推進をお願いします。残りの活動記録簿の記入と 4 月には活動記録簿を回収しますので、よろしくをお願いします。
- 議長 ただ今のその他、事務局の説明について質疑のある方は挙手願います。
(●●副会長)
- 副会長 これは転用が出ているかどうかは解りませんが、池尻の焼肉屋の横の田が駐車場になっていますが。
(事務局)
- 事務局 H30 年度の 5 条申請の中で番号 5 にあたり、きちんと転用が出ています。
- 議長 他にありませんか。
(●●委員)
- 委員 上田川運送産業廃棄物処分場に関する公開質問状を川崎町長・川崎町議会議員選挙立候補予定者宛に公開質問状を出しました。川崎町でこう言った事がおこっていると言う事を知って貰うのが大きな目的です。月末までに集約しようと思っています。新聞社にも話しています。取り上げてくれるかどうかは解りませんが、結果は又、皆さんにお知らせします。
- 議長 他にありませんか。
(なし)
無いようですので、これもちまして本日の議題は終了しました。

次回の総会は、4月10日（水）13時30分からを予定しております。以上をもちまして、川崎町農業委員会3月総会を閉会いたします。なお、総会終了後に現地視察に行きますので、10分後玄関前に集合して下さい。お疲れ様でした。

閉会 午後14時43分

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

署名人

12 委員 _____

13 番委員 _____

議 長 _____